

令和4年12月定例会

# 総務常任委員会説明資料

知 事 公 室  
総 務 部  
企 画 振 興 部  
出 納 課  
人 員 委 員 会  
監 査 委 員 会  
議 事 委 員 会  
議 事 委 員 会  
議 事 委 員 会  
議 事 委 員 会  
議 事 委 員 会  
議 事 委 員 会

# 令和4年度11月補正予算（知事専決処分）の概要

一般会計補正予算（第8号）（議案第7号）は、

新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ旅行需要を喚起するために必要な予算8億10百万円を計上。

[内容]

- (1) 県内宿泊・日帰り旅行キャンペーン 810百万円
- ・くまもと再発見の旅事業 810百万円

## 令和4年度12月補正予算の概要

一般会計補正予算（第9号）（議案第1号）は、

新型コロナウイルス感染症への対応に係る事業や災害からの復旧や防災・減災、国土強靱化への対応に係る事業等に必要な予算498億49百万円を計上。

[主な内容]

- (1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応 7,354百万円
  - ・物価高騰の影響を受けた事業者への支援 4,639百万円
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大への対応 2,558百万円
  - ・コロナ禍における生活困窮者への支援 153百万円
- (2) 災害関連事業及び防災・減災、国土強靱化関連事業等 41,532百万円
  - ・防災・減災、国土強靱化への対応等（国の経済対策への対応） 32,149百万円
  - ・令和4年台風第14号等への対応 9,101百万円
- (3) その他 963百万円
  - ・感染症対応等に伴う職員の時間外勤務手当 653百万円
  - ・SNS版児童虐待相談窓口の開設 3百万円

一般会計補正予算（第10号）（議案第44号・追加提案分）は、

国の経済対策の決定を受け、早急に予算化が必要な事業等に係る予算68億9百万円を計上。

[主な内容]

- (1) 国の経済対策への対応
  - ・ くまもと再発見の旅事業 3,112百万円
  - ・ 妊婦・子育て家庭に対する新たな支援 2,216百万円
  - ・ 保育所等の送迎用バスへの安全装置整備支援 202百万円
- (2) その他
  - ・ 人事委員会勧告に基づく職員給与改定 1,179百万円
  - ・ 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の推進 79百万円

11月補正予算（知事専決処分）及び12月補正予算（追加提案分含む）の合計は、一般会計で574億68百万円の増額補正であり、補正後の予算規模は、9,957億44百万円となる。

（単位：百万円）

会計名	補正前の額	12月補正額		合計
		11月補正額 11月7日専決 (第8号)	追加提案分 (第10号)	
一般会計	938,276	810	49,849	995,744

（注）各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

第7号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第8号)  
 第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第9号)  
 第44号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	11月補正額 (第8号)	12月補正額		合 計	補正額の説明
			冒頭提案分 (第9号)	追加提案分 (第10号)		
1 県 税	165,971,622				165,971,622	
2 地方消費税清算金	80,712,156				80,712,156	
3 地方譲与税	24,654,627				24,654,627	
4 地方特例交付金	602,890				602,890	
5 地方交付税	219,481,000			1,521,328	221,002,328	普通交付税
6 交通安全対策特別交付金	288,722				288,722	
7 分担金及び負担金	4,168,383		1,098,873		5,267,256	分担金 負担金
8 使用料及び手数料	9,267,859				9,267,859	

(単位：千円)

区	分	補正前の額	11月補正額 (第8号)	12月補正額		合計	補正額の説明
				冒頭提案分 (第9号)	追加提案分 (第10号)		
9	国庫支出金	204,787,165	809,784	29,888,653	5,264,258	240,749,860	国庫負担金 2,076,169 国庫補助金 33,886,526
10	財産収入	1,546,989				1,546,989	
11	寄附金	239,423				239,423	
12	繰入金	60,079,893		396		60,080,289	平成28年熊本地震 復興基金繰入金 396
13	繰越金	3,376,965		2,482,377	23,317	5,882,659	繰越金 2,505,694
14	諸収入	82,453,976		364,896		82,818,872	雑入 364,896
15	県債	80,644,000		16,014,000		96,658,000	農林水産債 4,047,000 土木債 10,705,000 災害復旧債 1,262,000
	合計	938,275,670	809,784	49,849,195	6,808,903	995,743,552	

(歳出)

(単位：千円)

区分	補正前の額	11月補正額 (第8号)	12月補正額		合計	補正額の説明
			冒頭提案分 (第9号)	追加提案分 (第10号)		
1 一般行政経費	635,027,498	809,784	8,010,283	6,808,903	650,656,468	
(1) 人件費	173,391,323		658,300	1,179,347	175,228,970	給料 期末・勤勉手当
(2) 扶助費	113,983,467		663,512		114,646,979	新型コロナウイルス感染症 医療・検査等体制整備事業
(3) 物件費	50,011,948		703,299	99,000	50,814,247	新型コロナウイルス感染症 保健所機能強化事業 新型コロナウイルス 大規模接種会場設置運営事業
(4) その他	297,640,760	809,784	5,985,172	5,530,556	309,966,272	「くまもと再発見の旅」 出産・子育て応援交付金事業

(単位：千円)

区 分	補正前の額	11月補正額 (第8号)	12月補正額		合 計	補正額の説明
			冒頭提案分 (第9号)	追加提案分 (第10号)		
2						
投資的経費	185,188,484		41,838,912		227,027,396	
(1) 普通建設事業費	142,939,398		35,310,413		178,249,811	
補助分	93,912,558		33,792,935		127,705,493	道路施設保全改築費 3,658,627 河川改修事業費 2,881,859
単独分	49,026,840		1,517,478		50,544,318	河川掘削事業費 642,000 単県河川等災害関連事業費 208,000
(2) 災害復旧事業費	25,493,428		6,528,499		32,021,927	現年発生河川等補助 災害復旧費 2,831,167 現年林道災害復旧事業 2,020,897
(3) 国直轄事業負担金	16,755,658				16,755,658	
3						
公債費	101,634,684				101,634,684	
4						
繰出金	16,425,004				16,425,004	
合 計	938,275,670	809,784	49,849,195	6,808,903	995,743,552	

## 令和4年度12月補正予算総括表

知事公室

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳			
						特定		財源	
						国支出金	地方債	その他	一般財源
知事公室付	67,586		372		67,958				372
秘書グループ	241,468	396	1,129		242,993			396	1,129
広報グループ	379,906		894		380,800				894
くまモングループ	856,735		429		857,164				429
危機管理防災課	2,684,245		1,355		2,685,600				1,355
一般会計計	4,229,940	396	4,179		4,234,515			396	4,179
部局合計	4,229,940	396	4,179		4,234,515			396	4,179

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

秘書グループ

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
					特定財源		一般財源	
					国支出金	地方債その他		
16	一般管理費	241,468	396	241,864		396		庁費 【地震対応分】 熊本地震犠牲者追悼式事業 熊本地震で犠牲となられた方々に哀悼の意を表す するために実施する追悼式の開催に要する経費 (会計年度任用職員報酬等)
	課計	241,468	396	241,864		396		

## 債務負担行為(追加)

秘書グループ

(単位:千円)

議案頁数	事項	項	期間	限度額
10	熊本地震犠牲者追悼式開催業務		令和5年度	4,159

## 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 債務負担行為(追加)

広報グループ

(単位:千円)

議案頁数	事項	期間	限度額
10	広報関係業務	令和5年度	51,057
10	首都圏広報業務	令和5年度	10,068

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 債務負担行為(追加)

くまモングループ

(単位:千円)

議案頁数	事項	期間	限度額
10	くまモン利用許諾審査業務	令和5年度	23,554
12	くまモン隊管理運営事業	令和5年度	186,682

令和4年度12月補正予算県議会説明資料

繰越明許費（追加）

くまモングループ

(単位:千円)

議案 頁数	款	項	目	繰越明許費	事 項
7	商 工 費	商 業 費	商業総務費	120,320	くまモンランド化推進事業

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 繰越明許費（変更）

危機管理防災課

(単位:千円)

議案 頁数	款	項	目	繰越明許費		事 項
				補正前	補正後	
9	総務費	防災費	防災総務費	60,720	1,252,304	防災センター整備事業
9	総務費	防災費	防災総務費		27,986	防災情報通信基盤整備事業

## 令和4年度12月補正予算総括表

総務部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳			
						特定		財源	
						国	地方債	その他	一般財源
人事課	4,958,392	542,217	2,328		5,502,937				544,545
財政課	102,484,645		1,286		102,485,931				1,286
県政情報文書課	1,730,704		1,201		1,731,905				1,201
総務厚生課	896,859	56,465	1,995		955,319				58,460
財産経営課	6,244,057		1,495		6,245,552				1,495
私学振興課	13,326,922	40,677	901	1,300	13,369,800	41,977			901
市町村課	8,545,731		13,532		8,559,263				13,532
消防保安課	1,122,740		1,068		1,123,808				1,068
税務課	88,564,168		11,856		88,576,024				11,856
一般会計計	227,874,218	639,359	35,662	1,300	228,550,539	41,977			634,344

公債管理特別会計

財政課	105,380,787				105,380,787				
-----	-------------	--	--	--	-------------	--	--	--	--

市町村振興資金貸付事業特別会計

市町村課	2,194,144				2,194,144				
------	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--	--

部局計

部局合計	335,449,149	639,359	35,662	1,300	336,125,470	41,977			634,344
------	-------------	---------	--------	-------	-------------	--------	--	--	---------

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

(単位:千円)

人 事 明 細 頁	事 目	課 名	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			説 明
						特 定 財 源	一 般 財 源		
							国 支 出 金	地 方 債	
16	一般管理費		593,153	542,217	1,135,370			542,217	職員給与費 時間外勤務手当等保留分(知事部局分) 時間外勤務手当
	課計		4,958,392	542,217	5,500,609			542,217	

## 債務負担行為(追加)

(単位:千円)

人 事 議	案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
	10	行政職員初任者研修バス等賃借	令和5年度	2,300

令和4年度12月補正予算県議会説明資料

(単位:千円)

総務厚生課 事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
					特 定 財 源	一般財源		
						国 支 出 金 地 方 債	そ の 他	
16	人事管理費	548,544	56,465	605,009			56,465	職員福利厚生費 職員住宅管理等事業 職員住宅の修繕等に要する経費の所要見込額の増
	課計	896,859	56,465	953,324			56,465	

繰越明許費 (追加)

(単位:千円)

総務厚生課 議案 頁数	款	項	目	繰越明許費	事 項
7	総務費	総務管理費	人事管理費	56,465	職員住宅管理等事業

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 債務負担行為(追加)

(単位:千円)

財産経営課 議案頁数	事 項	期 間	限 度 額
14	防災センター完成式開催業務	令和5年度	1,901

## 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 繰越明許費（追加）

(単位:千円)

財産 議案 頁数	経営課 款	項	目	繰越明許費	事	項
7	総務費	総務管理費	財産管理費	1,686,968	(1) 庁舎維持補修費 (2) 県庁舎等LED導入事業 (3) 総合庁舎等施設整備事業(臨時分) (4) FM推進具有施設集約化事業	

## 繰越明許費（変更）

(単位:千円)

財産 議案 頁数	経営課 款	項	目	繰越明許費		事	項
				補正前	補正後		
9	災害復旧費	総務災害復旧費	総務施設災害復旧費	244,804	2,726,965	【地震対応分】 県庁舎等施設災害復旧費	

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

私学振興課

(単位:千円)

事項別 明細書 数 頁	私学振興課 目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	明
					国支	補正額の財源内訳			
						支出	地方債		
43	私学振興費	13,326,596	40,677	13,367,273	40,677			私学振興助成費 【コロナ対応分】 私立学校等物価高騰対策補助 物価高騰の影響を受ける私立学校等の光熱費への支 援に要する経費	
	課計	13,326,922	40,677	13,367,599	40,677				

## 債務負担行為(追加)

私学振興課

(単位:千円)

議案 頁 数	事項	期間	限度額
13	熊本時習館海外チャレンジ推進事業	令和5年度	12,952

## 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 債務負担行為(追加)

市 町 村 課	議 案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
	10	選挙関係業務	令和5年度	15,293

(単位:千円)

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

(単位:千円)

私学振興課 事項別 明細書 頁数	私学振興課 目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					一般財源				
					国支	地金	地方債	その他	
59	私学振興費	13,326,596	1,300	13,327,896		1,300			私学振興助成費 【経済対策分】 私立学校スクールバス安全対策補助 私立中学校が実施するスクールバスへの安全装置整備に対する補助
	課計	13,326,922	1,300	13,328,222		1,300			

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

## 繰越明許費 (追加)

私学振興課

(単位:千円)

議案 頁数	款	項	目	繰越明許費	事 項
7	教 育 費	教育総務費	私学振興費	1,300	私立学校スクールバス安全対策補助

# 令和4年度12月補正予算総括表

企画振興部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳				
						特 国	支 出 金	地 方 債	財 源 其 他	一 般 財 源
企画課	889,498		3,093		892,591					3,093
地域振興課	1,715,782		1,063		1,716,845					1,063
文化企画・世界遺産推進課	837,983		1,331		839,314					1,331
交通政策課	3,670,154	183,034	1,462	99,000	3,953,650	193,034				90,462
統計調査課	347,369		1,454		348,823					1,454
デジタル戦略推進課	354,787		1,571		356,358					1,571
システム改革課	1,480,662		(デジタル戦略推進課を含む)		1,480,662					(デジタル戦略推進課を含む)
球磨川流域復興局	2,003,433		1,846		2,005,279					1,846
一般会計計	11,299,668	183,034	11,820	99,000	11,593,522	193,034				100,820

部局計

部局合計	11,299,668	183,034	11,820	99,000	11,593,522	193,034				100,820
------	------------	---------	--------	--------	------------	---------	--	--	--	---------

## 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 繰越明許費（追加）

地域振興課

(単位:千円)

議案 頁数	款	項	目	繰越明許費	事 項
7	総務費	企画費	計画調査費	231,408	「環境首都」水保・芦北地域創造事業
7	総務費	企画費	計画調査費	457,500	被災住宅移転促進宅地整備受託事業

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

交通政策課

(単位:千円)

事項別 明細書 数 頁	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明	
					国支出金	地方債	財源			一般財源
							特 定	そ の 他		
17	計画調査費	2,788,902	183,034	2,971,936	183,034				交通整備促進費 【コロナ対応分】 地域交通燃料価格高騰対策事業 燃料価格の高騰の影響を受ける地域交 通事業者への支援に要する経費	183,034
	課計	3,670,154	183,034	3,853,188	183,034					

## 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 債務負担行為(追加)

システム改革課

(単位:千円)

議案頁数	事項	期間	限度額
10	熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	令和5年度	139,728

球磨川流域復興局付

(単位:千円)

議案頁数	事項	期間	限度額
13	庁用自動車賃借	令和5年度	4,680

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

(単位:千円)

交通政策課 事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	明
					国支	地方債	一般財源		
9	計画調査費	2,788,902	99,000	2,887,902	10,000		89,000	交通整備促進費 【7月豪雨分】 JR肥薩線鉄道復旧調査・検討事業 JR肥薩線の復旧に向けた活用や地域 振興に係る調査・検討に要する経費  空港整備促進費 【地震対応分】 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査 検討事業 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の整備に 向けた調査に要する経費	20,000
課計		3,670,154	99,000	3,769,154	10,000		89,000		

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

## 繰越明許費 (追加)

(単位:千円)

交通政策課 議案 頁数	款	項	目	繰越明許費	事	項
7	総務費	企画費	計画調査費	20,000	JR肥薩線鉄道復旧調査・検討事業	
7	総務費	企画費	計画調査費	77,000	阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業	

# 令和4年度12月補正予算総括表

出納局

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳			
						特定財		源	
						国支出金	地方債	その他	一般財源
会計課	490,198		1,711		491,909				1,711
管理調達課	132,055		603		132,658				603
一般会計計	622,253		2,314		624,567				2,314

収入証紙特別会計

会計課	2,800,000				2,800,000				
-----	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--	--

部局計

部局合計	3,422,253		2,314		3,424,567				2,314
------	-----------	--	-------	--	-----------	--	--	--	-------

## 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 債務負担行為(追加)

管理調達課		(単位:千円)		
議案	頁数	事項	期間	限度額
14		給食業務	令和5年度～令和7年度 年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	1,217,077 418,207 399,435 399,435

# 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 債務負担行為(変更)

(単位:千円)

管理 議案 頁数	事 項	補正前		補正後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
15	県有施設等管理業務	令和5年度 1,430	1,430	令和5年度 ～令和9年度	5,258,412
		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	3,462,388 726,566 706,124 181,667 181,667
15	情報処理関連業務	令和5年度 ～令和9年度 543,007	543,007	令和5年度 ～令和9年度	734,740
		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	270,521 68,501 68,107 68,107 67,771

## 令和4年度12月補正予算県議会説明資料

## 債務負担行為(変更)

管理調達課 議案頁数	事 項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
15	事務機器等賃借	令和5年度	2,786,360	令和5年度	3,023,621
		～令和11年度		～令和12年度	
		年次別内訳		年次別内訳	
		令和5年度	591,596	令和5年度	622,378
		令和6年度	571,332	令和6年度	607,111
		令和7年度	570,211	令和7年度	605,990
		令和8年度	568,703	令和8年度	604,421
		令和9年度	387,012	令和9年度	423,519
		令和10年度	83,301	令和10年度	114,895
		令和11年度	14,205	令和11年度	33,848

(単位:千円)

# 令和4年度12月補正予算総括表

各種事務局  
一般会計

(単位:千円)

課 部 局 等 計	名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳				
							特 国 支 出 金	地 方 債	財 源		
									そ の 他	一 般 財 源	
人事委員会事務局		152,019		937		152,956					937
部局等計		152,019		937		152,956					937

一般会計

(単位:千円)

課 部 局 等 計	名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳				
							特 国 支 出 金	地 方 債	財 源		
									そ の 他	一 般 財 源	
監査委員事務局		155,834		963		156,797					963
部局等計		155,834		963		156,797					963

一般会計

(単位:千円)

課 部 局 等 計	名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳				
							特 国 支 出 金	地 方 債	財 源		
									そ の 他	一 般 財 源	
議会事務局		1,312,847		4,429		1,317,276					4,429
部局等計		1,312,847		4,429		1,317,276					4,429

第 8 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4号事務の欄中「第18号及び第31号」を「第17号及び第29号」に改め、同欄(7)中「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改め、同表第5号事務の欄(8)中「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改め、同表第12号市町村等の欄中「八代市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、球磨村、苓北町」を「各市町村（熊本市を除く。）」に改め、同表第13号事務の欄中「第61号」を「第60号」に改め、同表第15号事務の欄中(11)を(12)とし、(8)から(10)までを1ずつ繰り下げ、(7)を削り、(6)を(8)とし、同欄(5)中「、第10条第4項及び第12条第3項」を「及び第10条第4項」に、「第3項の」を「第3項前段の」に改め、同欄(5)を同欄(6)とし、その次に次のように加える。

(7) 法第8条第2項及び第3項後段の規定による現有旅券の返納の受理に関する事務別表第15号事務の欄(4)の次に次のように加える。

(5) 法第3条第5項の規定による申請者が現に所持する一般旅券の確認に関する事務別表第16号市町村等の欄中「荒尾市」の次に「、水俣市」を加え、同表第17号事務の欄中「第5号」を「第4号」に改め、同表第29号事務の欄中「第5号」を「第4号」に改め、同表第30号市町村等の欄中「各市町村（」の次に「熊本市、」を加え、同表第37号市町村等の欄中「荒尾市」の次に「、水俣市」を加え、同表第60号事務の欄中「第14号」を「第13号」に改め、「、本渡港」を削り、「西港浮棧橋に係るもの」の次に「、本渡港の港湾施設にあっては港湾施設用地（大矢崎緑地、大矢崎広場及び大矢崎駐車場に係るものに限る。）に係るもの」を加え、同号市町村等の欄中「(2)に掲げる事務」の次に「のうち、本渡港の港湾施設に係る事務（大矢崎緑地、大矢崎広場及び大矢崎駐車場に係るものに限る。以下この号において同じ。）にあっては天草市、本渡港の港湾施設

に係る事務以外のもの」を、「(2)の許可に係るもの」の次に「(本渡港の港湾施設に係る事務に限る。)にあっては天草市、(2)の許可に係るもの(本渡港の港湾施設に係る事務を除く。)」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4号、第5号、第13号、第17号及び第29号の改正規定並びに同表第60号事務の欄の改正規定(「第14号」を「第13号」に改める部分に限る。)

公布の日

(2) 別表第15号の改正規定 令和5年3月27日

2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと及び旅券法(昭和26年法律第267号)の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと及び旅券法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>ア 火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受けの許可等に関する事務（別表第12号関係）</p> <p>移譲先：人吉市、五木村、山江村</p> <p>イ 農地法に基づく事務のうち、農地転用の許可等に関する事務（別表第16号関係）</p> <p>移譲先：水俣市</p> <p>ウ 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽設置届の受理等に関する事務（別表第37号関係）</p> <p>移譲先：水俣市</p> <p>エ 熊本県港湾管理条例に基づく事務のうち、港湾施設の使用等の許可等に関する事務（別表第60号関係）</p> <p>移譲先：天草市（本渡港の港湾施設に係る事務）</p> <p>(2) 旅券法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（別表第15号関係）</p> <p>(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（別表第30号関係）</p> <p>(4) その他の規定の整理を行う。（別表第4号、別表第5号、別表第13号、別表第17号、別表第29号、別表第60号関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日から施行する。ただし、(2)は令和5年3月27日から、(4)は公布の日から施行する。</p>

第 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第261号の次に次の1号を加える。

(261)の2 家畜伝染病予防法第50条の規定による動物用生物学的製剤の使用の許可（同法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定める知事が認定する獣医師に対するものに限る。）に係る豚熱予防液の交付

豚熱予防液交付手数料 1頭1回につき 70円

第2条第1項第297号中「第2項」を「第3項」に、「第4条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、「2,000円」の次に「。ただし、旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,000円」を加え、同項第298号中「第4条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、同項第299号から第301号までを次のように改める。

(299)から(301)まで 削除

第3条の表第2条第1項第93号の2、第130号から第132号まで、第297号、第298号、第301号、第372号、第400号の4、第400号の7、第400号の8、第404号、第405号、第406号、第408号、第412号及び第483号（自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による通知を行ったときの保管場所標章の交付に係る部分を除く。）の手数料の項中「、第301号」を削り、同表第2条第1項第259号の手数料（家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査（ヨ一ネ病の検査に限る。）に限る。）の項の次に次のように加える。

第2条第1項第261号の2の手数料	豚熱予防液の交付を受けようとする者	納付すべき手数料の額を通知した日から15日以内
-------------------	-------------------	-------------------------

附 則

（施行期日）

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - 第2条第1項第261号の次に1号を加える改正規定、第3条の表第2条第1項第259号の手数料（家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査（ヨ一ネ病の検査に限る。）に限る。）の項の次に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和5年3月27日

(経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現にされている改正前の第2条第1項第301号に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第2条第1項第297号ただし書の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）による改正後の旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合における一般旅券の発給に係る手数料について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合における一般旅券の発給に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 4 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表第1手数料の項第273号から第275号までを次のように改める。

273 から 275 まで 削除

(提案理由)

旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第9号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 知事が認定する獣医師に豚熱予防液を交付する際の手数料を新設する 豚熱予防液交付手数料 1頭1回につき 70円</p> <p>(2) 旅券法の一部改正等に伴い、次のとおり手数料の額を改定する 一般旅券発給手数料 2,000円から2,000円ほかに改定</p> <p>(3) 旅券法の一部改正等に伴い、一般旅券の査証欄の増補手数料を廃止する</p> <p>(4) 旅券法の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行う</p> <p>3 施行期日 2の(1) 公布の日 2の(2)、(3)、(4) 令和5年3月27日</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 3の施行期日前にされている申請等に対する手数料は改正前の額とする、所要の経過措置を定める。</p> <p>(2) 手数料の規定の整備に伴い、熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の関係規定を整理する。</p>

第 10 号

熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、その定めるところにより、保有している個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものに限る。）について、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項並びに政令第21条第6項に規定する事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、次の各号に掲げ

るものとする。

- (1) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第7条第2号ウに規定する公務員等（以下「公務員等」という。）の同号ウに規定する職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名並びに法第78条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる情報のいずれかに該当するものを除く。）
- (2) 熊本県情報公開条例第7条第3号ただし書に規定する法人等又は個人の名称又は氏名（法第78条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる情報のいずれかに該当するものを除く。）

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料等）

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定により写しの交付又は実施機関が定める方法により開示を受ける者は、当該写しの交付又は当該実施機関が定める方法に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求の手続における諮問）

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項において読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第9条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3 前2項の手数は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結しようとする者が、当該契約を締結するときに納付しなければならない。

（審議会への諮問）

第10条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）

は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）第2条の熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(熊本県個人情報保護条例の廃止)

2 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第11条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧条例第13条第3項の事務に従事していた者に係る同項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項(旧条例第23条第2項及び第25条の4第2項において準用する場合を含む。)、第23条第1項又は第25条の4第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第44条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第4項に規定する者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第45条に規定する行政文書に記録された個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 この条例の施行前にした行為及び附則第3項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用に

については、なお従前の例による。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第10号	熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例	<p>1. 条例制定の趣旨</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2. 主な制定内容</p> <p>(1) 趣旨について定める。（第1条関係）</p> <p>(2) 用語の定義について定める。（第2条関係）</p> <p>(3) 個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表について定める。（第3条関係）</p> <p>(4) 保有個人情報の開示義務について定める。（第4条関係）</p> <p>(5) 開示決定等の期限について定める。（第5条関係）</p> <p>(6) 開示決定等の期限の特例について定める。（第6条関係）</p> <p>(7) 開示請求に係る手数料等について定める。（第7条関係）</p> <p>(8) 審査請求の手続における諮問について定める。（第8条関係）</p> <p>(9) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について定める。（第9条関係）</p> <p>(10) 審議会への諮問について定める。（第10条関係）</p> <p>(11) その他この条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定める。（第11条関係）</p> <p>(12) 熊本県個人情報保護条例を廃止する。（附則第2項関係）</p> <p>(13) 所要の経過措置を定める。（附則第3項—附則第8項関係）</p> <p>3. 施行期日</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

第 11 号

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例  
(熊本県情報公開条例の一部改正)

第1条 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第9条中「第7条第1号」の次に「及び第2号の2」を加える。

(熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「個人情報(」の次に「生存する」を、「情報と」の次に「容易に」を加える。

第15条第1項第1号イ中「掲げる情報」の次に「又は同条第2号の2に掲げる情報(同号に規定する行政機関等匿名加工情報以外の情報にあつては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するものに限る。)」を加える。

第16条中「、同号イに掲げる情報」の次に「(情報公開条例第7条第2号の2に規定する行政機関等匿名加工情報を除く。)」を、「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するものを除く。)」を加える。

(熊本県行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 熊本県行政不服審査会条例(平成27年熊本県条例第60号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条中「事項」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものを除く。）」を加える。

（熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第4条 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 次条各号に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものに限る。）を処理するための機関とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条の2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第19条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (3) 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年熊本県条例第号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (4) 熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第号）第10条の規定又は熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議し、意見を述べること。
- (6) 情報公開に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること。
- (7) 前各号に掲げる事務のほか、個人情報の保護に関して審議会が必要であると認

める事項について、調査審議し、意見を述べること。

第3条中「前条第1号及び第3号」を「前条第1号から第3号まで」に改める。

第7条第1項中「第2条第4号」を「第2条の2第5号」に改める。

第9条第1項中「第2条第1号」を「第2条の2第1号から第3号まで」に改め、「規定する諮問実施機関」の次に「、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関及び熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により諮問をした議会」を加え、「同条例」を「熊本県情報公開条例」に改め、「第3項において同じ。）」の次に「又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第60条第1項及び熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。次項及び第3項において同じ。）」を加え、同条第2項中「行政文書」の次に「又は保有個人情報」を加え、同条第3項中「第2条第1号」を「第2条の2第1号から第3号まで」に改め、「情報」の次に「又は保有個人情報に含まれている情報」を加え、同条第4項中「審査請求に係る」を「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る」に改め、「（平成26年法律第68号）」を削り、「諮問実施機関（」の次に「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関を除く。」を加え、同条第5項を削る。

第10条第1項中「審議会は、」の次に「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加える。

第11条中「審査請求人等は、」の次に「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加える。

第12条中「（同条第5項において準用する場合を含む。）」を削る。

第13条第1項中「審査請求人等は、」の次に「第2条の2第1号又は第3号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加え、「（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）」を削る。

第14条中「第2条第1号又は第3号」を「第2条の2第1号から第3号まで」に改める。

第15条中「第2条第1号」を「第2条の2第1号」に改める。

#### 附 則

1. この条例は、令和5年4月1日から施行する。
2. この条例の施行の日前にされた熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第14条第1項若しくは第2項（同条例第23条第2項及び第25条の4第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項又は第25条

の4第1項の規定による請求に係る改正前の熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正等に伴い適切な措置を講ずるため、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第11号	個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例	<p>1 条例制定の趣旨</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い適切な措置を講ずるため、関係条例の規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 熊本県情報公開条例の一部改正【第1条】</p> <p>ア 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政機関等匿名加工情報等を不開示情報に追加する。（第7条関係）</p> <p>イ 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政機関等匿名加工情報等を公益上の理由による裁量的開示の対象外とする。（第9条関係）</p> <p>(2) 熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正【第2条】</p> <p>ア 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を見直す。（第14条関係）</p> <p>イ 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政機関等匿名加工情報等を特定歴史公文書に係る利用不可情報に追加する。（第15条関係）</p> <p>ウ その他規定の整理を行う。（第16条関係）</p> <p>(3) 熊本県行政不服審査会条例の一部改正【第3条】</p> <p>(4) アに伴い、熊本県行政不服審査会の所掌事務を明確化する。</p> <p>(4) 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正【第4条】</p> <p>ア 熊本県情報公開・個人情報保護審議会を行政不服審査法第81条第1項に規定する機関とする。（第2条関係）</p> <p>イ 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、熊本県情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務を見直す。（第2条の2関係）</p> <p>ウ 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（第9条－第11条、第13条、第14条関係）</p> <p>エ その他規定の整理を行う。（第3条、第7条、第12条、第13条、第15条関係）</p> <p>(5) 所要の経過措置を定める。（附則第2項関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

第 12 号

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、同条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「375,500円と5円2銭」を「386,500円と5円18銭」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第12号	熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正（消費税増税（8%→10%）を踏まえた公費負担額の限度額の引き上げ）を踏まえ、関係規定を整備する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>（1）選挙運動用自動車の使用の公費負担額の限度額について、引き上げを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙運動用自動車の借入れ費用 15,800円/日 → 16,100円/日</li> <li>・選挙運動用自動車の燃料代金 7,560円/日 → 7,700円/日</li> </ul> <p>（2）選挙運動用ビラの作成の公費負担額の限度額について、引き上げを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビラ作成枚数50,000枚以下の場合 7円51銭/枚 → 7円73銭/枚</li> <li>・ビラ作成枚数50,000枚を超える場合 375,500円 → 386,500円（基礎額） 5円2銭/枚 → 5円18銭/枚</li> </ul> <p>（3）選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の限度額について、引き上げを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター掲示場の数が500以下の場合 525円6銭/枚 → 541円31銭/枚 310,500円 → 316,250円（企画費）</li> <li>・ポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭/枚 → 28円35銭/枚 573,030円 → 586,905円（企画費等）</li> </ul> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>改正後の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</p>

第 29 号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条の規定により、令和5年度において当せん金付証券を次のとおり発売することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発売総額 110億円以内

（提案理由）

当せん金付証券を発売するため、当せん金付証券法第4条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 51 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条の6第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

再任職員以外の職員

41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2 (第4条関係)

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200

	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
再任職員以外の職員	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100			
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400			
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600			
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900			
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200			
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500			
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700			
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500				
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800				
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000				
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200				
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500				
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800				
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000				
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200				
94	300,600	324,200	350,600	384,200						
95	301,700	325,600	352,100	384,800						
96	303,000	326,900	353,600	385,300						

97	304,100	328,100	354,900	385,700					
98	305,300	329,400	356,100	386,100					
99	306,500	330,700	357,200	386,700					
100	307,700	332,000	358,400	387,200					
101	308,900	333,400	359,500	387,600					
102	309,900	334,300	360,600	388,100					
103	311,000	335,400	361,700	388,700					
104	312,000	336,600	362,900	389,200					
105	312,800	337,700	364,100	389,500					
106	313,400	338,800	364,600	389,900					
107	314,000	339,800	365,200	390,400					
108	314,700	340,900	365,800	390,700					
109	315,200	342,100	366,400	391,000					
110	315,700	343,100	366,900	391,500					
111	316,200	344,100	367,400	392,000					
112	316,800	345,000	367,900	392,500					
113	317,600	345,900	368,300	392,800					
114	318,300	346,800	368,700	393,300					
115	319,000	347,800	369,300	393,800					
116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600					
118	321,100	350,300	370,700	395,100					
119	321,800	350,900	371,300	395,600					
120	322,600	351,500	371,800	396,100					
121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						
141		359,800	380,900						
142		360,300							
143		360,800							
144		361,300							
145		361,600							
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000

再任  
職員  
以外の  
職員

41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	264,500	318,600	388,600		
75	265,700	319,700	389,200		
76	266,700	320,800	389,900		
77	267,700	321,900	390,600		
78	268,800	322,900	391,200		
79	270,000	323,800	391,800		
80	270,900	324,700	392,400		
81	272,100	325,800	393,000		
82	273,300	326,600	393,600		
83	274,500	327,300	394,200		
84	275,500	328,100	394,800		
85	276,600	328,600	395,300		
86	277,600	329,100	395,800		
87	278,700	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		

	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700

	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000

	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			

89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700

	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
再任職員以外の職員	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の6第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 教 育 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	

	41	236,800	290,600	352,400	404,800
	42	238,500	292,700	354,500	406,200
	43	240,100	294,700	356,400	407,500
	44	241,700	296,900	358,500	409,000
	45	242,900	298,900	360,300	410,600
	46	244,200	301,300	362,300	411,900
	47	245,500	303,500	364,200	413,400
	48	246,600	306,100	366,200	415,000
	49	247,900	308,300	367,800	416,700
	50	249,300	310,700	369,600	418,100
	51	250,500	313,000	371,500	419,700
	52	251,900	315,200	373,500	421,200
	53	253,000	317,300	375,300	422,900
	54	254,200	319,100	377,100	424,400
	55	255,500	320,700	378,900	426,000
	56	256,500	322,300	380,600	427,600
	57	257,800	324,200	382,100	429,100
	58	258,500	326,300	383,700	430,600
	59	259,600	328,400	385,400	431,800
	60	260,600	330,400	387,100	433,000
	61	261,700	332,500	388,300	434,200
	62	262,600	334,600	389,700	435,500
	63	263,700	336,800	391,100	436,800
	64	264,500	339,000	392,400	438,000
	65	265,800	340,700	393,800	439,200
	66	267,200	342,900	395,000	440,400
	67	268,600	344,900	396,400	441,600
	68	270,200	347,100	397,800	442,800
	69	271,500	348,900	399,100	444,000
	70	272,800	350,800	400,400	445,200
	71	274,100	352,800	401,800	446,400
	72	275,400	354,800	403,100	447,600
	73	276,400	356,400	404,400	448,700
	74	277,600	358,300	405,800	449,300
	75	278,900	360,100	407,200	449,800
	76	279,900	362,000	408,500	450,300
再任職員以外の職員	77	280,800	363,800	409,700	450,800
	78	281,800	365,500	410,900	
	79	282,800	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	

89	293,900	381,200	424,000
90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	

	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 1 この表は、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	

	41	235,800	266,600	351,300	374,000
	42	237,500	268,900	353,100	375,400
	43	239,100	271,100	354,700	376,800
	44	240,700	273,200	356,400	378,300
	45	242,300	275,300	358,200	379,700
	46	243,800	277,500	359,900	381,300
	47	245,100	279,600	361,200	382,900
	48	246,400	281,500	362,800	384,400
	49	247,500	283,800	364,000	385,800
	50	248,800	285,500	365,500	387,300
	51	250,200	287,400	367,100	388,800
	52	251,300	289,200	368,700	390,200
	53	252,400	290,600	370,100	391,400
	54	253,800	292,700	371,600	392,700
	55	254,800	294,700	373,100	393,800
	56	255,800	296,900	374,600	394,900
	57	257,000	298,900	376,100	396,300
	58	258,000	301,300	377,500	397,500
	59	259,100	303,500	378,900	398,700
	60	260,100	306,100	380,200	400,000
	61	261,300	308,300	381,100	401,200
	62	262,000	310,700	382,300	402,200
	63	262,900	313,000	383,500	403,600
	64	263,500	315,200	384,600	404,900
	65	264,500	317,300	385,500	406,100
	66	265,900	319,100	386,700	407,200
	67	267,000	320,700	387,700	408,400
	68	268,300	322,300	388,800	409,500
	69	269,800	324,200	390,000	410,500
	70	271,300	326,300	391,000	411,700
	71	272,600	328,400	392,100	412,900
	72	274,000	330,400	393,300	414,100
	73	274,800	332,500	394,300	414,700
	74	275,800	334,600	395,400	415,500
	75	277,000	336,800	396,500	416,200
	76	278,000	339,000	397,600	416,700
再任 用職 員以 外の 職員	77	279,200	340,700	398,500	417,000
	78	280,200	342,600	399,400	417,400
	79	281,400	344,300	400,400	417,800
	80	282,300	346,100	401,400	418,200
	81	283,500	347,900	402,200	418,500
	82	284,300	349,700	403,000	418,900
	83	285,300	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000

89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		

	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第7条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「397,000」を「398,000」に改め、同条第2項の表中「331,000」を「332,000」に改める。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第9条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第10条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第11条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第13条 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

第14条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第15条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第7条、第9条、第11条、第13条及び第15条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「第1条改正後一般職給与条例」という。）別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下「第3条改正後県立学校職員給与条例」という。）別表第1の規定、第5条の規定による改正後の熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「第5条改正後市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の規定、第6条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「第6条改正後任期付職員条例」という。）第7条の規定及び第8条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「第8条改正後任期付研究員条例」という。）第5条の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後一般職給与条例第15条の6の規定、第3条改正後県立学校職員給与条例第17条（第5条改正後市町村立学校職員給与条例第16条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定、第6条改正後任期付職員条例第8条及び第9条の規定、第8条改正後任期付研究員条例第6条の規定、第10条の規定による改正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「第10条改正後知事等給与条例」という。）第4条の規定、第12条の規定による改正後の熊本県教育長等の給与等に関する条例（以下「第12条改正後教育長等給与条例」という。）第4条の規定並びに第14条の規定による改正後の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（以下「第14条改正後議員報酬等条例」という。）第5条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条改正後一般職給与条例、第3条改正後県立学校職員給与条例、第5条改正後市町村立学校職員給与条例、第6条改正後任期付職員条例、第8条改正後任期付研究員条例、第10条改正後知事等給与条例、第12条改正後教育長等給与条例又は第14条改正後議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。
  - (1) 第1条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例 第1条改正後一般職給与条例
  - (2) 第3条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例 第3条改正後県立学校職員給与条例

- (3) 第5条の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例 第5条改正後市町村立学校職員給与条例
  - (4) 第6条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第6条改正後任期付職員条例
  - (5) 第8条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 第8条改正後任期付研究員条例
  - (6) 第10条の規定による改正前の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例 第10条改正後知事等給与条例
  - (7) 第12条の規定による改正前の熊本県教育長等の給与等に関する条例 第12条改正後教育長等給与条例
  - (8) 第14条の規定による改正前の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例 第14条改正後議員報酬等条例
- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

一般職の職員の給与及び特別職の職員の期末手当の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容																								
第51号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 人事委員会勧告に基づく一般職の職員の給与及び特別職の職員の期末手当の改定を行う。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例</p> <p>(2) 熊本県立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(3) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(4) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(5) 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例</p> <p>(6) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例</p> <p>(7) 熊本県教育長等の給与等に関する条例</p> <p>(8) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 一般職の職員の給料表を改定する。 (高卒程度の初任給を4,000円、大卒程度の初任給を3,000円引上げ、若年層の職員が在職する号給に係る給料月額を引上げ)</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定する。</p> <p>ア 令和4年度（2022年度）の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="550 1160 1393 1375"> <tr> <td>一般職</td> <td>年間 12月</td> <td>4.3 月 → 4.4 月 2.15 月 → 2.25 月</td> <td>+0.1 月</td> </tr> <tr> <td>特別職</td> <td>年間 12月</td> <td>3.25 月 → 3.3 月 1.625 月 → 1.675 月</td> <td>+0.05月</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>年間 12月</td> <td>2.25 月 → 2.3 月 1.125 月 → 1.175 月</td> <td>+0.05月</td> </tr> </table> <p>イ 令和5年度（2023年度）の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="550 1422 1393 1637"> <tr> <td>一般職</td> <td>6月 12月</td> <td>2.2 月 2.2 月</td> <td>4.4 月</td> </tr> <tr> <td>特別職</td> <td>6月 12月</td> <td>1.65 月 1.65 月</td> <td>3.3 月</td> </tr> <tr> <td>定年前再任用 短時間勤務職員</td> <td>6月 12月</td> <td>1.15 月 1.15 月</td> <td>2.3 月</td> </tr> </table> <p>4 施行期日</p> <p>(1) 3(1)については、公布の日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。</p> <p>(2) 3(2)アについては、公布の日から施行し、令和4年（2022年）12月1日から適用する。</p> <p>(3) 3(2)イについては、令和5年（2023年）4月1日から施行する。</p>	一般職	年間 12月	4.3 月 → 4.4 月 2.15 月 → 2.25 月	+0.1 月	特別職	年間 12月	3.25 月 → 3.3 月 1.625 月 → 1.675 月	+0.05月	再任用職員	年間 12月	2.25 月 → 2.3 月 1.125 月 → 1.175 月	+0.05月	一般職	6月 12月	2.2 月 2.2 月	4.4 月	特別職	6月 12月	1.65 月 1.65 月	3.3 月	定年前再任用 短時間勤務職員	6月 12月	1.15 月 1.15 月	2.3 月
一般職	年間 12月	4.3 月 → 4.4 月 2.15 月 → 2.25 月	+0.1 月																							
特別職	年間 12月	3.25 月 → 3.3 月 1.625 月 → 1.675 月	+0.05月																							
再任用職員	年間 12月	2.25 月 → 2.3 月 1.125 月 → 1.175 月	+0.05月																							
一般職	6月 12月	2.2 月 2.2 月	4.4 月																							
特別職	6月 12月	1.65 月 1.65 月	3.3 月																							
定年前再任用 短時間勤務職員	6月 12月	1.15 月 1.15 月	2.3 月																							